

○8番 大淵衣真君

泉中学校3年、大淵衣真です。私は、自転車専用道路の新設について、質問します。

行橋市では学校や職場に行く際、自転車を利用している人が多く、歩道や車道を通っており、歩道では歩行者とすれ違う際、ぶつかりそうになったり、ストレスで運転している人をよく見かけます。車道では車が徐行しながら運転したりと、自転車による事故も多く危険だと思います。まずは、行橋市の自転車専用道路の現状について、教えてください。

○議長 亀田ふみ君

執行部に答弁を求めます。

市長。

○市長 田中純君

お答えを申し上げます。現状の自転車専用道路という御質問かと思われましますが、今現在、行橋市に自転車の専用道路はありません。今御承知のように駅前通りの拡幅の工事で、これは県の行っている事業ですが、拡幅をしていただいて、最終的に両方の歩道が5.5メートル、それから電柱が地下に埋設されるというようなことで、我々は駅前通りの開発を今考えてやっているわけですが、5.5メートルの幅が取れば、自転車専用のレーンもつくれるのではないかとということで、今実はそのことに検討をしているわけでありま。

そして議員御質問のように、自転車はやはり非常に様々な意味で、通行においては、歩く人から見ても危険、自動車から見ても危険というような立場にあるのは、十分認識しているところでございます。

そして自転車は、いわゆる道交法では、基本的に車道を走りなさいということになっているわけでありま。したがって、法律どおりに解すれば、車道の歩道寄りを走るということ、それが道路交通法の定めるところで、それがルールということになっています。

ただし、歩道の中にも自転車が通ってもいいですよというのが、自転車通行可という標識があれば、歩道であっても自転車は車道寄りを、いつでも止まれるスピードと、こういう法律は書き方をしておりますけれども、そんなにスピードを出さない限り歩道を走ってもいい、という標識のある所はそういうことになっています。ですから、そういった場合は、逆に歩行者に十分注意しながらいつでも止まれるスピードで走る、というかたちになろうかと思いま。

これは行橋も何箇所かありまして、今申し上げました駅周辺、あるいは公共施設の周辺などは、そういうような自転車通行可というような場所も指定をされているようでございます。この場合も原則3メートル以上の歩道が要ということが大前提となります。

ので、残念ながら行橋の場合は、そんなに広い道路があるわけではありませんので、なかなか自転車の専用道路をつくることは、現状を大きく変えなければならないということで難しいことであろう、というような御理解をいただければと思っています。

唯一、自転車専用レーンというものをつくれるのは、繰り返しになりますが、行橋駅前通りについては、そういうものをつくろうと、今計画しているところであります。

以上です。

○議長 亀田ふみ君

大淵議員。

○8番 大淵衣真君

広い歩道であれば、事故の危険性は少ないかもしれませんが、狭い歩道や歩道がない場合では事故の危険性は多く、自転車専用道路を新設してほしいと考えております。この件について、どう考えられますか。

○議長 亀田ふみ君

執行部に答弁を求めます。

市長。

○市長 田中純君

これも繰り返しになりますが、非常に危険だというような認識を持っています。特に最近都市部で食事の自転車宅配というのが、ひとつの流れとしてあるわけですが、そういった場合にも、最近になって少し事故の報告がなされたりということを聞くなり見るなり、やはりかなり危険なことなんだろうというぐあいに思っています。

ただ、先ほど申し上げましたように、法律の解釈をすれば、歩道で自転車が通行可というのは、3メートル幅の歩道であるということが前提で、その際も車道側を走りなさい。それもいつでも止まれるスピードで走りなさいというのが、これが道路交通法という道路のそういった走行状況の全てを決めている法律の定めるところですので、走る方、あるいは歩く方がそのルールをしっかり守っていただければ、酷い事故はなくなるのかなというぐあいな期待を込めて、そう思っているわけでありますので、ぜひ皆さんも協力してやっていただけることを期待します。以上です。

○議長 亀田ふみ君

大淵議員。

○8番 大淵衣真君

以上で質問を終わります。ありがとうございました。